

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和元年

奈良市議会 12月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正） 期末手当、勤勉手当及び休職者の給与における成年被後見人等に関する規定を改正する。</li> <li>奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条による改正） 期末手当における成年被後見人等に関する規定を改正する。</li> <li>奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第3条による改正） 支給制限における成年被後見人等に関する規定を改正する。</li> <li>奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第4条による改正） 退職手当の支給制限に関する規定を改正する。</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように権利の制限に係る措置の適正化を図ることを目的とした整備法の施行に伴い、所要の文言整理を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課、企業局 経営部 経営企画課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3まで及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第28条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条の3まで及び附則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日（次条及び第24条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第28条第5項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第18項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。附則第18項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5・6 略</p>	<p>5・6 略</p>
<p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p>
<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前</p>	<p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前</p>



現行	改正案
<p>に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に 規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により市長が規則で定める日に、当該各項の 例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6・7 略</p>	<p>に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し _____、又は死亡した職員にあつては、退職し _____、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し _____、又は死亡したときは、第24条第1項の規定により市長が規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>6・7 略</p>

## 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職            _____又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 略</p>

## 奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3～8 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市人権文化センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市北人権文化センターについて指定管理者制度を導入するため、開館時間、休館日等必要な規定を新設するほか、必要な読替規定を置く。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市北人権文化センターについて、令和2年4月1日から指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する規定を新設するほか、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	市民部 人権政策課

## 奈良市人権文化センター条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また、<u>同様とする</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 市長は、次の_____いずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(使用許可の変更等)</p> <p>第6条 市長は、次の_____いずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 センターを<u>利用</u>する者は、施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第11条 センターを<u>利用</u>する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また<u>同様とする</u>。</p> <p>2 略</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(使用許可の変更等)</p> <p>第6条 市長は、次の<u>各号</u>のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 センターを<u>使用</u>する者は、施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第11条 センターを<u>使用</u>する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p>

現行	改正案
<p>(2)～(6) 略 (入場の禁止等)</p> <p>第12条 市長は、次の_____いずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(2)～(6) 略 (入場の禁止等)</p> <p>第12条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(指定管理者)</u></p> <p>第12条の2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンター（奈良市北人権文化センターに限る。以下この条から第12条の4までにおいて同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条に規定する事業の実施に関すること。</u> (2) <u>センターの使用承認及び使用制限に関すること。</u> (3) <u>センターの施設等の維持管理に関すること。</u> (4) <u>その他市長が定めること。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。</u> <u>(開館時間)</u></p> <p>第12条の3 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u> <u>(休館日)</u></p> <p>第12条の4 <u>センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>日曜日及び土曜日</u> (2) <u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> (3) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、</u></p>

現行	改正案																																						
	<p><u>あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてのこの条例の適用)</u></p> <p><u>第12条の5 指定管理者がセンターの管理に関する業務を行うセンターについてこの条例の規定を適用する場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 568 2112 1289"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4条の見出し</td> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4条</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>第5条の見出し</td> <td>不許可</td> <td>不承認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5条</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>第6条の見出し</td> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6条第1項</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> <tr> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6条第2項</td> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>市長及び指定管理者</td> </tr> <tr> <td>第8条並びに第11条 第3号及び第4号</td> <td>許可</td> <td>承認</td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>市長</td> <td>指定管理者</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第4条の見出し	許可	承認	第4条	市長	指定管理者	許可	承認	第5条の見出し	不許可	不承認	第5条	市長	指定管理者	許可	承認	第6条の見出し	許可	承認	第6条第1項	市長	指定管理者	許可	承認	第6条第2項	許可	承認	市	市長及び指定管理者	第8条並びに第11条 第3号及び第4号	許可	承認	第12条	市長	指定管理者
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																					
第4条の見出し	許可	承認																																					
第4条	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第5条の見出し	不許可	不承認																																					
第5条	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第6条の見出し	許可	承認																																					
第6条第1項	市長	指定管理者																																					
	許可	承認																																					
第6条第2項	許可	承認																																					
	市	市長及び指定管理者																																					
第8条並びに第11条 第3号及び第4号	許可	承認																																					
第12条	市長	指定管理者																																					

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和元年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 児童福祉施設条例の準用（第7条、第15条関係）            建築基準法の一部改正により、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、同法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなった。耐火建築物に関する規定は、児童福祉施設条例を準用しているため、現行と同等の耐火性能に関する基準を維持するため、幼保連携型認定こども園の設備基準に関し所要の規定の整備を行う。</p> <p>2. 幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例（附則第3条関係）            幼保連携型認定こども園に配置すべき教育保育に直接従事する職員の員数は保育教諭等だけでなく、員数に含めることができる副園長又は教頭は幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としつつ、両資格を有する人材の不足状況を踏まえ、いずれか一方の資格で良いとする特例措置が5年間（令和元年度末まで）設けられている。</p> <p>施設における必要な人材確保、施設運営の安定化を資する目的で、基準省令が改正され、当該措置が10年間（令和6年度末まで）に延長されたため、所要の規定の整備を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案																		
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第33条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において_____準用する児童福祉施設条例第33条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>(児童福祉施設条例の準用)</p> <p>第15条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第9条、第11条から第12条の2まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第8号並びに第37条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 1230 1064 1469"> <thead> <tr> <th>読み替える児童福祉施設条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第33条第8号ア</td> <td>耐火建築物又は</td> <td>耐火建築物</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第33条第8号ア	耐火建築物又は	耐火建築物	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第33条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第33条第8号_____に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p> <p>4～7 略</p> <p>(児童福祉施設条例の準用)</p> <p>第15条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第9条、第11条から第12条の2まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第8号並びに第37条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 1230 2072 1469"> <thead> <tr> <th>読み替える児童福祉施設条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第33条第8号ア</td> <td>耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第</td> <td>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第33条第8号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
略																			
第33条第8号ア	耐火建築物又は	耐火建築物																	
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
略																			
第33条第8号ア	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第																	

現行		改正案	
	<p>同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）</p>		<p>号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)</p>
略		略	
2 略		2 略	
附 則		附 則	
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)		(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)	
第3条 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考ア中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。		第3条 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条第3項の規定の適用については、同項の表備考ア中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第32号）</li> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について（令和元年7月31日付0731第12号厚生労働省子ども家庭局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 保育所の耐火性能に係る設備基準について（第33条関係）          建築基準法の一部改正により、階数が3で延べ面積が200平方メートル未満の建築物については、同法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなった。</p> <p>しかし、保育所については、3階以上に乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を設ける場合は耐火建築物とするという現行の規制を維持するため、児童福祉施設の設備基準に関し所要の規定の整備を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア <u>建築基準法</u> _____（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物 _____又は同条第9号の3 _____に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。） _____であること。</p> <p>イ～ク 略</p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる _____要件に該当するものであること。</p> <p>ア <u>耐火建築物</u>（<u>建築基準法</u>（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は<u>準耐火建築物</u>（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（<u>保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物</u>）であること。</p> <p>イ～ク 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 引用条文の整理（第3条関係） 住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行う。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、引用条文の整理を行おうとするものである。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 市民課

## 奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の26第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する印鑑は、登録することができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の16第1項</u>に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 地域自治協議会に関する規定を新設する。（第2条、第8条の2関係）</p> <p>(1) 地域自治協議会の定義</p> <p>共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。</p> <p>(2) 地域自治協議会の役割</p> <p>ア 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>イ 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会からの提言を踏まえ、地域住民や地域の各種団体が一体となって地域づくりを行う地域自治協議会に関する規定を新設するため。</p>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

## 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(前略)</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>(後略)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p>
	<p>(8) <u>地域自治協議会</u> 共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、</p>

現行	改正案
<p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>すべて</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民公益活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校_____及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p><u>地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。</u></p> <p>(まちづくりの基本理念)</p> <p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>全て</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民公益活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校_____及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(学校の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者<u>及び学校</u>_____とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、市民、市民公益活動団体<u>及び事業者</u>_____が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者<u>及び学校</u>_____が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p>	<p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(学校の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(地域自治協議会の役割)</u></p> <p><u>第8条の2 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。</u></p> <p>(市の責務)</p> <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>すべて</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者_____からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者_____が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者_____からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必</p>	<p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び<u>地域自治協議会</u>が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び<u>地域自治協議会</u>が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>全て</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必</p>

現行	改正案
<p>要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p> <p>4 略 (市が行う業務における協働機会の拡大)</p> <p>第17条 市は、市民公益活動団体_____が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。</p>	<p>要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。)を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p> <p>4 略 (市が行う業務における協働機会の拡大)</p> <p>第17条 市は、市民公益活動団体及び地域自治協議会が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 奈良市佐保地域ふれあい会館を新設する。（第2条関係）</p> <p>2. 奈良市佐保地域ふれあい会館の利用料金を設定する。（別表関係）</p> <p>3. 若草公民館佐保分館を廃止する。（附則第2項による改正）</p>
3 制定改廃の理由	<p>・若草公民館佐保分館を地域ふれあい会館へと移行し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため、所要の規定の整備を行う。</p>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課、教育部 地域教育課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行	改正案																																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市東里地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>奈良市東里地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市東里地域ふれあい会館	略	区分	利用料金 (1時間当たり)	略	円 略	略		奈良市東里地域ふれあい会館	略	備考 略		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市東里地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td>奈良市法蓮町291番地の3</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>奈良市東里地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">和室 1 200</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">和室 2 200</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">和室 3 460</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">会議室 A 810</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">会議室 B 560</td> </tr> <tr> <td>備考 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市東里地域ふれあい会館	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町291番地の3	区分	利用料金 (1時間当たり)	略	円 略	略		奈良市東里地域ふれあい会館	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	和室 1 200		和室 2 200		和室 3 460		会議室 A 810		会議室 B 560	備考 略	
名称	位置																																												
略	略																																												
奈良市東里地域ふれあい会館	略																																												
区分	利用料金 (1時間当たり)																																												
略	円 略																																												
略																																													
奈良市東里地域ふれあい会館	略																																												
備考 略																																													
名称	位置																																												
略	略																																												
奈良市東里地域ふれあい会館	略																																												
奈良市佐保地域ふれあい会館	奈良市法蓮町291番地の3																																												
区分	利用料金 (1時間当たり)																																												
略	円 略																																												
略																																													
奈良市東里地域ふれあい会館	略																																												
奈良市佐保地域ふれあい会館	和室 1 200																																												
	和室 2 200																																												
	和室 3 460																																												
	会議室 A 810																																												
	会議室 B 560																																												
備考 略																																													

奈良市公民館条例 新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正案																						
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="159 432 1064 727"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>柳生公民館北野山分館</td> <td>奈良市北野山町724番地</td> </tr> <tr> <td>若草公民館佐保分館</td> <td>奈良市法蓮町291番地の3</td> </tr> <tr> <td>興東公民館狭川分館</td> <td>奈良市下狭川町3, 109番地の2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	柳生公民館北野山分館	奈良市北野山町724番地	若草公民館佐保分館	奈良市法蓮町291番地の3	興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町3, 109番地の2	略	略	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1167 432 2072 727"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>柳生公民館北野山分館</td> <td>奈良市北野山町724番地</td> </tr> <tr> <td>興東公民館狭川分館</td> <td>奈良市下狭川町3, 109番地の2</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	柳生公民館北野山分館	奈良市北野山町724番地	興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町3, 109番地の2	略	略
名称	位置																						
略	略																						
柳生公民館北野山分館	奈良市北野山町724番地																						
若草公民館佐保分館	奈良市法蓮町291番地の3																						
興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町3, 109番地の2																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
柳生公民館北野山分館	奈良市北野山町724番地																						
興東公民館狭川分館	奈良市下狭川町3, 109番地の2																						
略	略																						

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1. 青山プール、ならやま屋内温水プール、西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを使用する65歳以上の市民の個人使用の料金体系を新たに設定する。（別表第5関係）</p> <p>2. 西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを個人使用する際の大人及び小人の使用料を改定する。（別表第5関係）          大人 800円から600円に引き下げる。          小人 400円から300円に引き下げる。</p>
3 制定改廃の理由	<p>・受益者負担の適正化の観点から、青山プール、ならやま屋内温水プール及び西部生涯スポーツセンター屋内温水プールを使用する65歳以上の市民から使用料を徴収するほか、西部生涯スポーツセンター屋内温水プールの大人及び小人の使用料を改定するため、所要の改正を行う。</p>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行				改正案					
別表第1の2 (第2条の3関係)				別表第1の2 (第2条の3関係)					
施設の種別		供用日	供用時間	施設の種別		供用日	供用時間		
略		略	略	略		略	略		
プール	屋外プール	略	略	プール	奈良市青山プー	略	略		
	略				ル				
略		略	略	略		略	略		
別表第5 (第5条関係)				別表第5 (第5条関係)					
プール使用料				プール使用料					
区分			午前	午後	区分		午前	午後	
			9:00~12:00	13:00~17:00			9:00~12:00	13:00~17:00	
屋外 プー ル	個人使用 (1人当たり)	大人	円	円	奈良 市青 山プ ール	個人使用 (1人当たり)	大人	円	円
			300	400				150	200
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
			略	略				略	略
奈良	個人使用	大人	1回につき	円	奈良	個人使用	大人	市内に	円
				600				1回につき	300

現行				改正案					
市ならやま屋内温水プール	(1人当たり)			住所を有する65歳以上の者	略	回数券(11回分)	6,000	略	
						上記以外の者	1回につき		600
						回数券(11回分)	3,000		
		略	略						
略				略					
奈良市西部生涯スポーツセンター一屋内温水プール	個人使用 (1人当たり)	大人	1回につき	800	市内に住所を有する65歳以上の者	略	1回につき	300	略
							回数券(11回分)	3,000	
							回数券(11回分)	8,000	
		小人	1回につき	400	上記以外の者	1回につき	600		
						回数券(11回分)	6,000		
		略	略	略		略			
		略	略	略		略			
備考 1～5 略				備考 1～5 略					

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）</li> <li>・「公営住宅管理標準条例（案）について」の改正について（平成31年4月1日付国住備第3号国土交通省住宅局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 敷金に関する規定の見直し（第12条関係） 敷金に関する規定が明文化されたことに伴い、条例に敷金充当に関する規定を追加する。</p> <p>2. 連帯保証人に関する規定の見直し（第14条関係） 全ての根保証契約において極度額規制を定めることが義務付けられたことに伴い、市営住宅の入居者の連帯保証人における極度額を条例上規定する。</p> <p>3. 修繕費用の負担に関する規定の見直し（第19条関係） 修繕費用の負担に関する規定の明文化に伴い、所要の文言整理を行う。</p> <p>4. 法定利率が変動制になったことに伴う規定の見直し（第38条関係） 条例中の「年5分の割合」の文言を「法定利率」に改める。</p> <p>5. その他引用条文の整理（第33条、第38条の4の3、第47条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の一部改正に伴い、敷金に係る規定の整備、連帯保証人の保証上限額の設定等所要の規定の整備を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和2年4月1日	所管部課	都市整備部 住宅課

奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(敷金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を明け渡したときに還付する。この場合において、家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）若しくは水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金をいう。）について未納の額</u>  <u>があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。</u></p> <p><u>4・5 略</u>            (連帯保証人)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用<u>（次条第3号及び第4号に掲げる費用を除く。）は</u>  <u>、市の負担とす</u></p>	<p>(敷金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を明け渡したときに還付する。この場合において、家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金をいう。）その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。</u></p> <p><u>5・6 略</u>            (連帯保証人)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前条の連帯保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、前条の規定により市営住宅入居請書を提出した日が属する年度の第17条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の1年分に相当する額とする。</u></p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用<u>は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き、市の負担とす</u></p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によつて第1項に掲げる修繕<u>                    </u>の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第33条 市長は、<u>第12条第5項</u>の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(その他の明渡し請求)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から前項の期日（同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日）までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金</p>	<p>る。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者の責めに帰すべき事由によつて<u>市営住宅及び共同施設の修繕</u>の必要が生じたときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第33条 市長は、<u>第12条第6項</u>の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>(その他の明渡し請求)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から前項の期日（同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日）までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金</p>

現行	改正案
<p>金を徴収することができる。</p> <p>4・5 略 (駐車場敷金)</p> <p>第38条の4の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第12条第4項</u>の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。 (準用)</p> <p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条(第3項から第5項までを除く。)、第19条から第21条まで、第22条(第2項第2号及び第3号を除く。)、第23条(第3項第2号及び第3号を除く。)、第24条、第25条及び第33条から第38条の2までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「<u>第12条第5項</u>の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項(第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>金を徴収することができる。</p> <p>4・5 略 (駐車場敷金)</p> <p>第38条の4の3 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第12条第5項</u>の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。 (準用)</p> <p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条(第3項から第5項までを除く。)、第19条から第21条まで、第22条(第2項第2号及び第3号を除く。)、第23条(第3項第2号及び第3号を除く。)、第24条、第25条及び第33条から第38条の2までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「<u>第12条第6項</u>の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項(第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団員の確保等に向けた重点取組事項について（平成30年1月19日付消防地第15号消防庁長官通知）</li> <li>・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団員の定数を1,030人に改正する。（第3条関係）</li> <li>2. 消防団員の欠格事項から成年被後見人又は被保佐人を削る。（第5条関係）</li> <li>3. 消防団員の休団について規定を新設する。（第5条の2関係）</li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例定数を改正し、機能別消防団として学生消防分団を組織するため。</li> <li>・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴い、消防団員の欠格事項についても見直しを図ることとしたため。</li> <li>・ 消防団員が活動を継続しやすくするよう、休団制度を導入することとしたため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日、令和2年4月1日	所管部課	消防局 総務課

奈良市消防団条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>1,000人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の_____いずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定により免職_____の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の_____いずれかに該当するときは、これを降</p>	<p>(定員)</p> <p>第3条 団員の定員は、<u>1,030人</u>とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第5条 次の<u>各号</u>のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第9条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(休団)</p> <p>第5条の2 <u>長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u></p> <p>2 <u>団員が休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって、団長にあっては市長、団長以外の団員にあっては団長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>休団中の団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。</u></p> <p>4 <u>休団中の団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。</u></p> <p>5 <u>休団中の団員については、第7条第2項第1号、第10条及び第11条の規定は、適用しない。</u></p> <p>(分限)</p> <p>第7条 任命権者は、団員が次の<u>各号</u>のいずれかに該当するときは、これを降</p>

現行	改正案
<p>任し、又は免職することができる。                      (1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の_____いずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。                      (1) 略                      (2) 第5条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。                      (懲戒)</p> <p>第9条 任命権者は、団員が次の_____いずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。                      (1)～(3) 略</p> <p>2～4 略                      (報酬)</p> <p>第13条 基本団員の報酬は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 前項の報酬は、月割をもって支給するものとし、基本団員がその職に就いたとき_____はその日の属する月分から、基本団員がその職を離れたとき_____はその日の属する月分まで支給する。ただし、在職日数が月の過半に満たない月の報酬は、支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>4 機能別団員の報酬は、日額2,700円とする。</p>	<p>任し、又は免職することができる。                      (1)～(4) 略</p> <p>2 団員は、次の各号の_____いずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。                      (1) 略                      (2) 第5条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。                      (懲戒)</p> <p>第9条 任命権者は、団員が次の各号の_____いずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。                      (1)～(3) 略</p> <p>2～4 略                      (報酬)</p> <p>第13条 基本団員の報酬は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 前項の報酬は、月割をもって支給するものとし、基本団員がその職に就いたとき(休団中の団員が復帰したときを含む。)<u>_____</u>はその日の属する月分から、基本団員がその職を離れたとき(休団をしたときを含む。)<u>_____</u>はその日の属する月分まで支給する。ただし、在職日数が月の過半に満たない月の報酬は、支給しない。</p> <p>3 略</p> <p>4 機能別団員の報酬は、日額2,700円とする。<u>ただし、休団中の機能別団員の報酬は、支給しない。</u></p>

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 新旧対照表 (附則第2項による改正)

現行	改正案
<p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 略</p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p>	<p>(勤務年数の算定)</p> <p>第4条 略</p> <p>第4条の2 非常勤消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間は勤務年数に算入しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 奈良市消防団条例(平成12年奈良市条例第20号)第5条の2の規定により休団をしたとき。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p>